

経理事務管理者 各位

総務部会計管理課長
(印章省略)

出張に係る立替払について (通知)

このことについて、平成 29 年 3 月 24 日付 28 公大首総会第 435 号「出張に用いる公用車に付随する費用の立替払について (通知)」(以下「旧通知」という。)により、教育費及び研究費による非常勤教員等の出張に係る立替払について通知したところであるが、この度、新たに東京都公立大学法人立替払実施基準(平成 29 年 3 月 24 日付 28 公大首総会第 427 号。以下「立替払実施基準」という。)等の改正に伴う変更及び新たに出張中における立替払ができる費用を追加し下記のとおり取り扱うこととするので、適切な事務の確保方を願います。

記

1 出張に用いる公用車に付随する費用について

(1) 教育費による出張に係る立替払

次の要件をすべて満たす場合に限り、「1 (3) 出張に用いる公用車に付随する費用のうち立替払を認める費用」に規定する費用については、教育費であっても立替払により処理することができることとする。

ア 計画的な出張であること

講義等の一環として行われ、教育費として処理されるもので、年間、半期又は四半期の出張計画があらかじめ経理事務管理者に提出されている出張でなければならない。

イ 旅行命令を受けた教員等が、主に運転を行うこと

旅行命令を受けた者が直接運転を行う車両に付随して発生する費用であることを要し、教員等が複数の車両を借り上げる場合は対象とならない。

ウ 公用車の移動先が明示されていること

用務地内での主な移動先も含めて、公用車(庁有車又はレンタカー)での移動先が旅行命令簿に記載されていないなければならない。

(2) 研究費による非常勤教員等の出張に係る立替払

研究費であって、かつ、次の要件をすべて満たす場合に限り、「1 (3) 出張に用いる公用車に付随する費用のうち立替払を認める費用」に規定する費用については、立替払実施基準第 3 条に規定する非常勤教員、特別研究員及び常勤教員が行う研究に協力する者(以下「非常勤教員等」という。)についても、立替払により処理することができることとする。

ア 常勤教員の依頼に基づく立替払であること

研究費で主として研究を行う者は常勤教員であることから、当該常勤教員から文書又は口頭等により立替払を行うことを依頼されていなければならない。

イ 旅行命令を受けた非常勤教員等が、主に運転を行うこと

上記1 (1) イのとおり。

ウ 公用車の移動先が明示されていること

上記1 (2) ウのとおり。

(3) 出張に用いる公用車に付随する費用のうち立替払を認める費用

ア ガソリン代

イ 有料道路代

ウ 駐車場代

エ フェリーボートによる自動車の運搬料

2 出張中に現地での支払が必要な費用について

(1) 教育費による出張に係る立替払

次の要件をすべて満たす場合に限り、「2 (3) 出張中に現地での支払が必要な費用のうち立替払を認める費用」に規定する費用については、教育費であっても立替払により処理することができることとする。

ア 計画的な出張であること

講義等の一環として行われ、教育費として処理されるもので、年間、半期又は四半期の出張計画があらかじめ経理事務管理者に提出されている出張でなければならない。

イ 旅行命令を受けた教員等が支払うこと

旅行命令を受けた者が、あらかじめ出張先の現地において支払う必要があることがわかっている費用であること。現地で急遽必要になった費用については対象とならない。

(2) 研究費による非常勤教員等の出張に係る立替払

研究費であって、かつ、次の要件をすべて満たす場合に限り、「2 (3) 出張中に現地での支払が必要な費用のうち立替払を認める費用」に規定する費用については、非常勤教員等についても、立替払により処理することができることとする。

ア 常勤教員の依頼に基づく立替払であること

研究費で主として研究を行う者は常勤教員であることから、当該常勤教員から文書又は口頭等により立替払を行うことを依頼されていなければならない。

イ 旅行命令を受けた非常勤教員等が支払うこと

上記2 (1) イのとおり

(3) 出張中に現地での支払が必要な費用のうち立替払を認める費用

ア 入場料、施設利用料、施設使用料

イ 受講料、受験料

ウ 現地で発送する荷物送料

3 立替払を認める上限額

本通知による立替払は、立替払実施基準第4条第1項第1号の規定を考慮し、1件当たり50万円未満（消費税を含む。）でなければならないこととする。なお、同日において、類似案件の支払を複数回行うことは、分割発注とみなされるおそれがあることから、これらの支払の合計額が50万円以上であるときは対象とならない。

4 立替払の支払方法及び精算方法について

本通知による立替払の支払方法及び精算方法については、立替払実施基準第5条及び第6条を準用する。

5 適用日等

令和5年4月1日

また、適用日をもって旧通知は廃止する。

ただし、適用日以前が初日となる出張においては、旧通知に基づき処理することとする。

6 その他

(1) 研究費における常勤教員等の本件の立替払について

常勤教員及び立替払実施基準第3条第2項の規定により常勤教員とみなされた非常勤教員等が、上記1(2)及び2(2)に定める立替払を行う場合は、本通知の対象とならず、立替払実施基準第4条第1項第1号により処理することを要する。

(2) 公用車を用いた出張における勘定科目について

公用車（庁有車又はレンタカー）を用いた出張における勘定科目は、研究費、教育費ともに、以下のとおりとなる。

ア 旅行命令を受けた教員等が直接運転を行う場合

経 費	勘定科目	備 考
レンタカー代	旅費交通費	・旅行命令を受けた者に支給する旅費の一部として処理 ・用務地内での主な移動先も含めて、レンタカーでの移動先が、旅行命令簿に記載されていることが必要
ガソリン代	車両関係費	・付随的に発生する費用であることから、公用車（庁有車又はレンタカー）での移動先（用務地内での主な移動先も含む）が、旅行命令簿に記載されていることが必要 ・要件を満たす教育費、研究費（非常勤教員等の場合は一定の要件を満たす場合に限る）で立替払可能
有料道路代		
駐車場代		
フェリーボートによる自動車の運搬料		

イ 旅行命令を受けた教員等が複数の車両を借り上げる場合

経 費	勘定科目	備 考
レンタカー代	賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行命令とは別に業務に必要な経費として、契約等により処理 ・立替払は常勤教員（立替払実施基準第3条第2項の規定による「みなし常勤教員」を含む）が、研究費において行う場合に限り可能
ガソリン代	車両関係費	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に必要な経費として、主に資金前渡により処理 ・立替払は常勤教員（みなし常勤教員を含む）が、研究費において行う場合に限り可能
有料道路代		
駐車場代		
フェリーボートによる自動車の運搬料		

(3) 参考資料

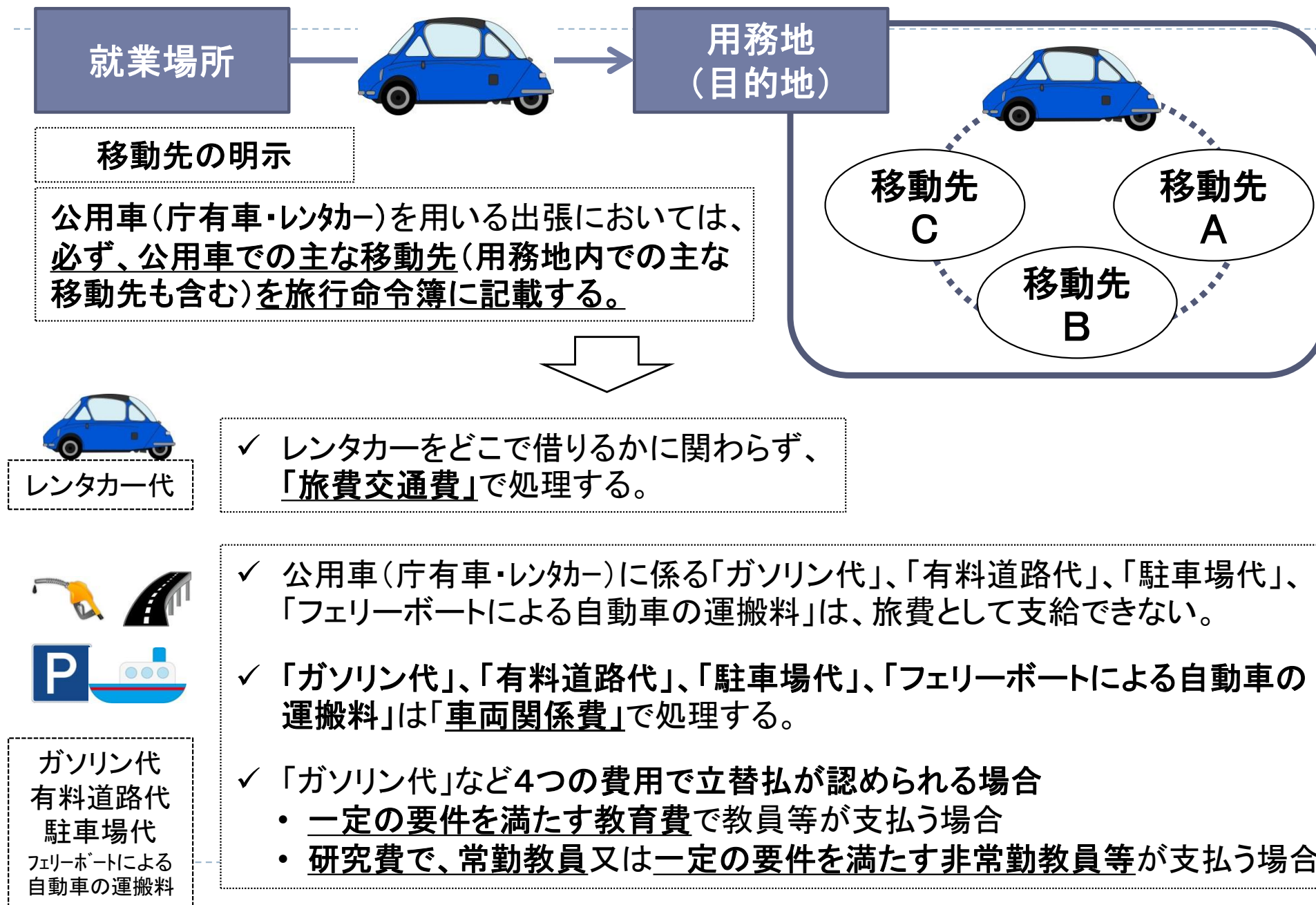
当該事務処理の参考として、別添「旅行命令を受けた教員等が直接運転する公用車を用いる出張の会計処理」及び別添「出張計画書作成例」を送付する。

(問合せ先)

会計管理課 会計係 大塚

電話 042-677-1111 (内線 1041)

旅行命令を受けた教員等が直接運転する公用車を用いる出張の会計処理



出張計画書作成例

令和〇年度 第1四半期 調査実習予定 《教育費》

	授業名	場所	実施予定時期	日数	担当教員	車両	予定額
1	基礎セミナーⅠ	南足柄市	4/23	日帰り	東京 太郎	庁有車	¥1,218
2	博士論文指導	浜松市	4月下旬	1泊2日	東京 太郎	庁有車	¥28,300
3	卒業論文指導	逗子市	5月または9月	日帰り	東京 太郎	庁有車	¥4,100
4	特別研究	長野県松本市	5/1～2	1泊2日	首都 大	庁有車	¥18,833
5	〇〇〇〇学	墨田区	5月中旬	日帰り	東 京子		¥1,190
6	基礎演習	平塚市	5月中旬	日帰り	東京 太郎 首都 大 東 京子		¥2,800
7	博士論文指導	長野県木曾福島	5/23～24	1泊2日	首都 大	庁有車	¥32,750
8	修士論文指導	三重県	6月	日帰り	東 京子	レンタカー	¥33,000
9	〇〇ゼミ合宿	長野県	6/4～5	1泊2日	東 京太郎 大沢 南	庁有車 レンタカー	¥50,950
10	〇〇〇〇学	日野市	6月中旬	日帰り	東 京子		¥918
11	専門セミナーⅦ	奥多摩町	6月中旬	日帰り	東京 太郎		¥1,916